

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和5年5月9日（火）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第8号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第9号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第10号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について
- (5) 議案第11号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について
- (6) 議案第12号 農用地利用集積計画書（No.179）（案）の決定に対する意見について
（賃貸借権・使用貸借権の設定に関するもの）
- (7) 議案第13号 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況（案）」の決定について

議 長	<p>それでは、ただ今から令和5年度第2回農業委員会総会を開催します。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 妹尾委員と4番 竹内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第7号から議案第13号の7議案です。</p>
議 長	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号5番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7番委員	<p>ほ場整備された農地です。割田のため、今回所有権の移転をされます。特に問題ありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号5番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号5番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号6番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
2番委員	<p>譲渡人は父親が死亡したため矢掛に帰ってきましたが、今後耕作される予定はないそうです。申請地は以前から譲受人が利用権設定をしていて、この度所有権を移転します。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号6番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>8</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">事案番号3番は、申請地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
4 番 委 員	現地を確認しました。被害防除計画書のとおり、特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>9</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red;">事案番号5番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

3 番委員	申請地を住宅への進入路に転用します。被害防除計画書のとおり、特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>10</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号1番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p style="color: red;">総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番委員	現地を確認しました。採土事業の完了に向け、申請されています。被害防除計画書のとおり、排水等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>11</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権の設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)

事案番号 2 番は、第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 3 3 条の第 1 種農地の例外許可規定「集落接続」に該当します。
総会次第に現地確認写真を載せております。

議 長

事務局の説明が終わりました。
事案番号 2 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。

1 番委員

申請地は集落のほぼ中心にあり、宅地への転用です。現在は保全管理されています。
。被害防除計画書のとおり、特に問題ないと思います。

議 長

地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、事案番号 2 番につきましては、許可と決定します。

議 長

議案第 12 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No.179) (案) の決定に対する
意見について、賃貸借権・使用貸借権の設定に関するものを 323 件議題とします。
。事務局から説明します。

事 務 局

(集積計画の概要説明)

議 長

それでは個別の案件について、矢掛地区から確認の報告をお願いします。

矢掛地区
推進委員

矢掛地区について確認の報告をします。
矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。
特に問題はありません。

美川地区
推進委員

美川地区について確認の報告をします。
美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。
特に問題はありません。

三谷地区
推進委員

三谷地区について確認の報告をします。
三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。

	特に問題はありません。
山田地区 推進委員	山田地区について確認の報告をします。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
川面地区 推進委員	川面地区について確認の報告をします。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
中川地区 推進委員	中川地区について確認の報告をします。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
小田地区 推進委員	小田地区について確認の報告をします。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
議 長	矢掛町農用地利用集積計画書 (No.179) (案) の確認の報告が終わりました。議案第12号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No.179) (案) の決定に対する意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第12号について「異議なし」と決定します。
議 長	議案第 <u>13</u> 号 「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	本件は、農業委員会の1年間の活動実績(案)を審議するものです。 では、内容について説明させていただきます。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第13号につきまして、意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、(案)のとおり、決定することを議決します。今後、町ホームページで公表することとします。
議 長	次に 4. 各種報告 について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ないと思います。
議 長	(2) 利用目的の変更届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ないと思います。
川面地区 推進委員	事案番号2番、3番について、確認しました。水利が悪いため、畑にします。問題ありません。
議 長	(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号2番から4番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号5番、6番について、確認しました。問題ありません。

中川地区 推進委員	事案番号7番, 8番について, 確認しました。問題ありません。
議 長 2 番委員	<p>(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>現地を確認しました。問題ありません。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>